

令和3年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

目 次

1	監査の種類	-----	1
2	監査の対象	-----	1
3	監査の着眼点	-----	1
4	監査の主な実施内容	-----	2
5	監査の実施場所及び日程	-----	3
6	監査の結果	-----	3
第1	財政援助団体監査		
1	浅羽町商工会(袋井市商工会議所等補助金)	-----	4
2	社会福祉法人 なごみかぜ (袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金)	-----	6
3	社会福祉法人 天竜厚生会 (袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金)	-----	8
第2	公の施設の指定管理者監査		
1	袋井市文化協会グループ (袋井市月見の里学遊館及び月見の里公園指定管理委託(公の施設に係る指定管理委託料))	-----	10
2	公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター (公益社団法人袋井・森地域シルバー人材センター(シルバーワークプラザ)指定管理委託(公の施設に係る指定管理委託料))	-----	12

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

2 監査の対象

令和2年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理を行った団体の指定管理に該当する出納その他の事務の執行状況を対象とした。

監査対象団体	所管課	補助金・指定管理の名称
浅羽町商工会	産業環境部 産業政策課	袋井市商工会議所等補助金
社会福祉法人 なごみかぜ	市民生活部 しあわせ推進課	袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金
社会福祉法人 天竜厚生会	教育委員会 教育部 すこやか子ども課	袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金
袋井市文化協会グループ	教育委員会 教育部 生涯学習課	公の施設に係る指定管理委託料
公益社団法人 袋井・森 地域シルバー人材セン ター	産業環境部 産業政策課	公益社団法人 袋井・森地域シルバー 人材センター運営費補助金 (公の施設に係る指定管理施設)

3 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査の着眼点

ア 所管課関係

- (ア) 補助金の交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (イ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。
- (ウ) 補助金交付団体への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (エ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

イ 財政援助団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (イ) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。

- (カ) 補助金の実績報告書の内容は、実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- (キ) 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 公の施設の指定管理者監査の着眼点

ア 所管課関係

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (ウ) 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。
- (エ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (オ) 指定管理者への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (カ) 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (ウ) 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。
- (エ) 経営の安定性は、確保されているか。
- (オ) 市民の平等な利用が確保されているか。
- (カ) 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。
- (キ) 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (ク) 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。
- (ケ) 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適切に行われているか。
- (シ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

4 監査の主な実施内容

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等の対応が求められている中、袋井市監査基準に準拠し、監査の着眼点に基づき、事務事業の実施状況等について、監査対象団体及び所管課から提出された関係書類による書面で、事前監査及び本監査を実施した。

なお、書面監査により生じた質疑等については、後日、団体関係者及び所管課からの文書回答をもって確認をした。

5 監査の実施場所及び日程

監査対象団体	実施場所	事前監査日	本監査日
浅羽町商工会	袋井市役所監査室	令和3年10月13日 ～ 令和3年10月26日 〔新型コロナウイルス 感染症防止対策の ため書面による監査〕	令和3年10月27日 〔新型コロナウイルス 感染症防止対策の ため書面による監査〕
社会福祉法人 なごみかぜ			
社会福祉法人 天竜厚生会			
袋井市文化協会グループ			
公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター			

6 監査の結果

(1) 財政援助団体監査

監査対象団体の補助事業等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する各課の補助金交付事務についても、おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者による公の施設の管理に該当する出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、指定管理者導入に対して、一定の効果が得られているものと確認した。

指定管理者の所管課についても、対象団体に対して、おおむね適正に指導監督が行われているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

第1 財政援助団体監査

1 浅羽町商工会

(1) 補助金の交付団体

袋井市浅名979番地の1

浅羽町商工会 会長 川上 政年

(2) 補助金の名称 袋井市商工会議所等補助金

ア 浅羽町商工会補助金

イ 浅羽町商工会補助金 (産業ネットワーク構築事業分)

(3) 補助金の目的

ア 浅羽町商工会補助金

商工業の育成と振興を図る。

イ 浅羽町商工会補助金 (産業ネットワーク構築事業分)

LINE公式アカウントを開設し、会員企業等に対し迅速に情報伝達をする新たなネットワークを構築する。

(4) 補助金交付対象

ア 浅羽町商工会補助金

総合振興事業、中小企業対策事業、商工業振興事業、組織対策事業、経営改善普及事業に対する経費

イ 浅羽町商工会補助金 (産業ネットワーク構築事業分)

LINE公式アカウントを開設及び会員周知に対する経費

(5) 補助金額

ア 浅羽町商工会補助金 7,600,000 円

イ 浅羽町商工会補助金 (産業ネットワーク構築事業分) 270,000 円

合 計 7,870,000 円

(6) 補助率

ア 浅羽町商工会補助金 各事業に対する補助率から算出した額。

限度額：事業費総額の1/4

補助率：総合振興事業 1/4以内

中小企業対策事業 1/3以内

商工業振興事業 1/3以内

組織対策事業 1/3以内

経営改善普及事業 1/4以内

イ 浅羽町商工会補助金 (産業ネットワーク構築事業分)

補助対象額の10/10 (市長が定める額)

(7) 所管課

産業環境部 産業政策課

(8) 補助事業の収支状況

浅羽町商工会補助金（産業ネットワーク構築事業分を含む）

収入

（単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
補助金	35,170,000	35,052,224	小規模事業経営支援事業、浅羽町商工会補助金（産業ネットワーク構築事業270,000円を含む）等
会費手数料等収入	21,570,000	21,336,128	通常会費、手数料等
前期繰越金	2,133,000	2,133,756	—
合計	58,873,000	58,522,108	—

支出

（単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
事業費	39,760,000	39,197,259	経営改善普及事業、産業ネットワーク構築事業270,280円等
管理費	7,090,000	6,682,176	人件費、事務費等
引当支出	11,000,000	11,000,000	財政調整引当金支出等
予備費	1,023,000	0	—
合計	58,873,000	56,879,435	—

収入総額 58,522,108 円 — 支出総額 56,879,435 円 = 1,642,673 円 翌年度への繰越

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

(10) 所管課に対する監査所見

ア 補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

イ 引当支出は支出総額の約2割を占め、総支出額に対する比率が高い。引当金は、その目的に沿って計画的に適切な取り扱いをする必要があることから、各引当金を積み立てている通帳の管理を含め、定期的な確認及び指導に努められたい。

2 社会福祉法人 なごみかぜ

(1) 補助金の交付団体

袋井市小山984番地

社会福祉法人 なごみかぜ 理事長 大場 保治

(2) 補助金の名称 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金

(3) 補助金の目的

社会福祉施設等の施設整備又は設備整備を行う社会福祉法人に対して補助金を交付することで、社会福祉の増進を図る。

(4) 補助金交付対象

社会福祉施設施設整備事業

生活介護事業所 風里 施設整備費（新築）

(5) 補助金額

社会福祉施設施設整備事業 16,046,000 円

(6) 補助率

社会福祉施設施設整備事業

対象事業費×補助率 又は 補助基本額×補助率のいずれか低い額

補助基本額 68,667,000円 県費 3/4（うち国財源2/4）

市町費 1/4以内

（案分率 袋井市：95.7%、森町：4.3%）

(7) 所管課

市民生活部 しあわせ推進課

(8) 補助事業の収支状況

社会福祉施設施設整備事業

収入

（単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
補助金 (国・県・市・町)	68,267,000	68,267,000	社会福祉施設施設整備事業
借入金	30,271,000	13,533,000	—
自己資金	0	2,974,800	—
合計	98,538,000	84,774,800	—

支出

（単位：円）

項目	予算額	決算額	備考
工事費	98,538,000	84,774,800	本体工事費
合計	98,538,000	84,774,800	—

収入総額 84,774,800 円 — 支出総額 84,774,800 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類においておおむね計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

また、建設工事の契約業務については、必要な手続きが取られており、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、補助金返還となるような重大な指摘事項はなく、補助金額が適正であることを確認したが、一部に改善・検討を要する次の事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

工事業務の契約書等については、決裁が適正に取られていたが、交付申請書及び変更承認申請書並びに実績報告書等については、決裁等の手続きの確認ができなかったことから、団体内における事業の執行に係る決裁や報告などを適正に執り行い、その管理並びに保管を徹底されたい。

(10) 所管課に対する監査所見

補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きに係る事務処理の流れについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、団体への正確且つ適切な指導の必要性があること、並びに、一部に改善・検討を要する次の事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

ア 団体に対する監査所見の「イ」において、書類作成及び保管について適正に指導するとともに、補助金の交付申請・実績報告等で提出された書類及び国・県や他団体と共通である金額や内容については、提出された各資料における不一致等が無いように点検・照合を正確に行うことを徹底されたい。

イ 補助事業における事業の着手については、交付決定前に開始する場合は、事業の着手届に基づく許可等が必要であるため、適正に処理されたい。

ウ 請求書の請求日について、補助団体と所管課保管のものと日付が不一であり、補助団体保管のものは、請求日が交付確定日以前の日付となっていたことから、補助団体と所管課における書類の取扱いを適正に行うよう徹底されたい。

3 社会福祉法人 天竜厚生会

(1) 補助金の交付団体

浜松市天竜区渡ヶ島217番地の3

社会福祉法人 天竜厚生会 理事長 山本 たつ子

(2) 補助金の名称 袋井市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金

(3) 補助金の目的

社会福祉施設等の施設整備又は設備整備を行う社会福祉法人に対して補助金を交付することで、社会福祉の増進を図る。

(4) 補助金交付対象

社会福祉施設施設整備事業

新設認定こども園施設整備費（（仮称）袋井南認定こども園）

(5) 補助金額

社会福祉施設施設整備事業 47,428,400 円

(6) 補助率

社会福祉施設施設整備事業

市費 10/10（市長が定める率）

(7) 所管課

教育委員会 教育部 すこやか子ども課

(8) 補助事業の収支状況

社会福祉施設施設整備事業

収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
補助金	47,588,400	47,428,400	社会福祉施設整備事業
合計	47,588,400	47,428,400	—

支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費	47,238,400	47,238,400	基本設計業務委託料、実施設計業務委託料等
管理費	350,000	190,000	各種収入印紙
合計	47,588,400	47,428,400	—

収入総額 47,428,400 円 — 支出総額 47,428,400 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入・支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

(10) 所管課に対する監査所見

補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

第2 公の施設の指定管理者監査

1 袋井市文化協会グループ

(1) 指定管理者

袋井市上山梨四丁目3番地の7

袋井市文化協会グループ 理事長 小久江 洋

(2) 指定管理施設の名称

袋井市月見の里学遊館、袋井市月見の里公園

(3) 指定管理の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

(4) 指定管理の範囲

ア 月見の里学遊館の運営に関する業務

イ 月見の里学遊館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 月見の里学遊館の利用の許可と利用料金の徴収に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務

(5) 指定管理の目的

民間事業者の持つノウハウを活用し、経費を削減するとともに、魅力ある事業を実施することにより、より効果的な運営を図る。

(6) 指定管理の役員・役職

理事長1人、常任理事1人、理事4人、監事2人、館長1人、事務局長1人

(7) 指定管理委託料

125,000,000円（内訳） 袋井市月見の里学遊館分 118,750,000円

袋井市月見の里公園分 6,250,000円

(8) 所管課

教育委員会 教育部 生涯学習課

※ 今回の監査対象は月見の里学遊館であるため、月見の里公園を所管している都市建設部維持管理課は対象外とした。

(9) 指定管理の収支状況

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
使用料	23,000,000	17,539,190	プール、ワークショップルーム利用料
指定管理料	125,000,000	125,000,000	指定管理料
自主事業	23,040,000	7,816,728	ホール事業、ワークショップ事業費
その他の収入	1,800,000	3,578,022	助成金、寄附金等
計	172,840,000	153,933,940	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
管理運営費	68,468,000	64,610,386	給与費、光熱水費等
プール棟管理運営費	74,432,000	69,200,288	プール管理費
公園管理運営費	6,250,000	6,250,000	公園管理費
自主事業費	20,690,000	9,110,454	ホール事業、ワークショップ事業費
租税公課	3,000,000	3,320,600	消費税等
合計	172,840,000	152,491,728	—

収入総額 153,933,940 円 — 支出総額 152,491,728 円 = 1,442,212 円 翌年度へ繰越

(10) 団体に対する監査所見

- ア 指定管理に係る管理業務は、基本協定書に基づき適正な執行がされていることを確認した。
- イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、予防対策や事業の中止・縮小等を実施することにより、来館者の健康等を考慮した運営が実施されたことを確認した。
- ウ 出納に係る事務処理は、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部の伝票や請求書等の会計証拠書類における承認印・訂正印漏れや請求日等の記載漏れなどが多く見受けられたため、書類の作成・承認手続きや会計証拠書類の点検等を徹底されたい。

(11) 所管課に対する監査所見

- ア 指定管理者の管理運営状況については、今後においても、毎年モニタリングを実施することで、事業計画や目標値に対する進捗、達成状況等の審査をより強化した指導監督に当たるとともに、指定管理業務の検証及び評価を適切に行われたい。
- イ 築20年を経過した施設であり、部分的に老朽化が見受けられるため、監視可能な部位・設備においては状態監視型予防保全、監視不可能な部位・設備においては時間計画型予防保全に基づく定期的な施設・設備点検の実施及び迅速かつ適正な修繕等を指定管理者と連携し対応することで施設の長寿命化を図るとともに、安全・安心な教育施設の提供に努められたい。
- ウ 令和2年度は決算において剰余金があり、翌年度へ繰り越されている。繰越金には、施設使用料や自主事業、市の委託料も含まれることから、繰越金の確認や管理を適切に行われたい。

2 公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター

(1) 指定管理者

袋井市久能1287番地の1

公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センター 理事長 永田 進

(2) 指定管理施設の名称

袋井市シルバーワークプラザ

(3) 指定管理の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）

(4) 指定管理の範囲

ア 袋井市シルバーワークプラザ条例第3条に掲げる事業（高年齢者の就業の機会の確保及び提供に関すること、高年齢者の就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習に関すること等）の実施

イ シルバーワークプラザの利用の許可、取消し等に関する業務

ウ シルバーワークプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(5) 指定管理の目的

人生100年時代に即し、高年齢者の就業機会の増大と生きがいのある生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する。

(6) 指定管理の役員・役職

理事12人、監事2人、常務理事（事務局長）1人

(7) 補助金交付対象

袋井市シルバー人材センター事業費補助金

公益社団法人 袋井・森地域シルバー人材センターが行う高年齢者就業機会確保事業に要する経費

(8) 補助率

袋井市シルバー人材センター事業費補助金

補助対象事業費：33,173千円 国費 1/2（上限額：18,008千円）

市費 1/2（上限額：18,008千円）

(9) 指定管理に関する補助金額（袋井市シルバー人材センター事業費補助金）

16,300,000 円

(10) 所管課

産業環境部 産業政策課

(11) 指定管理の収支状況

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業収益	289,533,887	283,894,535	委託事業、労働者派遣事業
会費	589,000	558,000	会員、賛助会員
補助金(国・市)	32,600,000	32,600,000	シルバー人材センター事業費補助金
資産運用益	300	168	預金利息
雑収入	705,170	830,719	預金利息、会員保険料一部負担金
計	323,428,357	317,883,422	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
人件費	10,449,030	10,364,763	給与、手当、法定福利費等
管理費	10,115,766	10,277,223	光熱水費、賃借料、使用料等
事業費	38,076,225	33,390,761	職員謝金、通信運搬費、保険料等
その他経費	267,695,000	262,105,448	支払分配金、支払材料費
合計	326,336,021	316,138,195	—

収入総額 317,883,422 円 — 支出総額 316,138,195 円 = 1,745,227 円 翌年度への繰越

(12) 団体に対する監査所見

ア 指定管理に係る管理業務は、基本協定書に基づきおおむね適正な執行がされていることを確認したが、今後の運営にあたって一部に改善・検討を要する次の事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

(ア) 新型コロナウイルス感染症や定年年齢の引き上げなどの影響により、会員数の減少が予見されるため、事業量に見合った人数の確保に努められたい。

(イ) 規程集のうち、一部に誤謬が見受けられたため、各規程の確認を行うとともに、現状に見合った内容に更新されたい。

イ 経理・出納に係る事務処理は、帳簿や伝票等が整備され、適正に処理されていることを確認した。

(13) 所管課に対する監査所見

ア 指定管理者への補助金に係る交付決定、交付確定、支払の手続きは適正に処理されていることを確認した。

管理運営状況については、今後においても、毎年モニタリングを実施することで、事業計画や目標値に対する進捗、達成状況等の審査をより強化した指導監督に当たるとともに、指定管理業務の検証及び評価を適切に行われたい。

イ 指定管理者の事業収益機会の拡充のため、団体の業務内容を各所属等へ情報提供するとともに、本市や一部事務組合等の関係団体における委託可能な業務の洗い出しと業務委託の促進に努められたい。

ウ 団体は、袋井市と森町の両市町の高年齢者やその雇用の機会の創出に関わり、袋井市だけでなく森町にも事業の管理・運営についての説明責任がある。

管理市として、会計処理における資産運用の状況や繰越金等についての確認し、引き続き適切な指導に管理に努められたい。